

田原本町議会会議録目次

○4月9日

開会（午後1時00分）	3
町長招集挨拶	3
会期の決定（4月9日の1日）	3
会議録署名議員の選出（安田喜代一・森 良子・永井満智男君）	3
議 第24号 田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場 を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例	
提案理由の説明	4
請求代表者による意見陳述	6
質 疑	13
討 論	52
採 決	
議第24号 田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場 を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例 (否 決)	61
町長閉会挨拶	62
閉会（午後4時07分）	62

平成25年 第1回 臨時会

田原本町議会会議録

平成25年4月9日

午後1時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻 勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田 明君	総務部参事 持田尚顕君
産業建設部長 福岡伸卓君	秘書広報課長 岡本達史君

教 育 長 片 倉 照 彦 君 選挙管理委員会 吉 田 悦 治 君
事務局 長
総 務 部 次 長 北 口 尚 吾 君

平成 2 5 年田原本町議会第 1 回臨時会議事日程

4 月 9 日（火曜日）

○開会（午後 1 時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○議第 2 4 号 田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例

- ・ 提案理由の説明
- ・ 請求代表者による意見陳述
- ・ 質疑
- ・ 討論
- ・ 採決

○議長閉会挨拶

○町長閉会挨拶

○閉会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午後1時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成25年田原本町議会第1回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より臨時会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） それでは議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第1回臨時会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中、急遽の招集にもかかわりませずご出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今臨時会では既にご案内のとおり、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例につきましてご審議を賜るわけでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

会期の決定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

2番、安田議員、3番、森議員、4番、永井議員、以上3名の方にお問い合わせいたします。

○議長(松本宗弘君) 日程に入ります。

議第24号 田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例

○議長(松本宗弘君) 議第24号、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、議第24号、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例について提案理由の説明をさせていただきます。

現在、御所市、田原本町、五條市の2市1町によるやまと広域環境衛生事務組合を設置し、広域ごみ処理施設事業を進めているところでありますが、ごみ焼却場の建設についての可否は住民の総意をもって判断することが必要であるとして、平成25年3月22日付けで請求人代表(中村正樹氏、丹頂宏司氏)有効投票署名2,329人から地方自治法第74条第1項の規定に基づく条例制定の直接請求がなさ

れ、同日付けでこれを受理いたしましたことから、同条第3項の規定によりまして意見を付し議会に付議するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。本議案については地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所、人数等については、本日の午後1時30分から議場において代表者1名から意見を15分以内で述べていただくことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議あります」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 時間的には今1時5分ですので、30分までということですか。もうちょっと早くということはできませんか。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

本日午後1時20分から本議場において代表者1名から15分以内で意見を述べていただくことにし、このことを代表者に通知するとともに告示及び公表することといたします。

それでは暫時休憩いたします。再開は午後1時20分といたします。

午後1時08分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議第24号、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例について、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者の意見陳述を行います。

それでは代表者の中村正樹さんに議場に入場していただきます。

暫時休憩いたします。

(請求代表者 中村正樹氏 入場)

午後 1 時 2 1 分 休憩

午後 1 時 2 2 分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。

本日は中村正樹さんには大変お忙しい中にもかかわらず、当議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。忌憚のないご意見を述べていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これより中村正樹さんに、議第 2 4 号、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例についての意見を陳述いただきます。なお、意見陳述については 1 5 分以内でお願いをいたします。どうぞ。

(請求代表者 中村正樹氏 登壇)

○請求代表者(中村正樹氏) ご案内をいただきました、私は中村正樹と言います。

田原本町議会平成 2 5 年第 1 回臨時会への意見の陳述を行います。

町長始め町幹部職員の皆様並びに議員の皆様、日ごろのご奮闘に敬意を表します。

田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例制定の請求を私たちは地方自治法第 7 4 条に基づき行いました。

1 月 1 7 日から 2 月 1 7 日までの 1 カ月間で、総数 2, 4 0 8 筆でした。選挙管理委員会へ提出をして、審査結果 7 9 筆の無効がありました。有権者の 5 0 分の 1 の法定署名数、3 月 2 日現在で 5 3 4 人ですが、それを超える 2, 3 2 9 筆が有効と認められ、本請求に至ったわけであります。

私たちがこの運動を進めてきた事の発端は、ごみ問題を考える会の懇談会にあります。私はごみ問題を考える会の事務局も担当しています。

昨年 2 月 2 6 日、シンポジウム「ごみ問題を考える」と題して、ごみをテーマにした勉強会を行いました。大量のごみ焼却によって発生をするダイオキシン、C O

。の発生や重金属類による環境破壊の実態、限りある地球資源への影響も学び合いました。そのシンポジウムの中で町の清掃工場が御所市に計画されている焼却場へ統合されるということを知りました。シンポジウムでは、まずはごみの減量化について、江戸時代はごみはなかったそうだと。今は物の豊かさ、過剰な生産、これがごみを多くしていつているのではないのでしょうか。あるいは、農業をやっている方ですが、肥料の価格が非常に高い。生ごみの堆肥化で農家とのつながりを考えていつてはどうか。そういうごみ減量についての意見の交流も行いました。

シンポジウムで出された清掃工場の問題ですけれども、なぜ田原本から御所市なのか。住民不在で進めるのは納得ができない。特別委員会や広域事務組合での討議の内容というのは知らされるべきである。悪臭が伴う夏場のごみは長い間置いておけない。どうするだろうか。遠い御所で現在の収集が保証されるのでしょうか。交通事故・交通渋滞。直接持ち込むごみはどうするのだろうか。中継基地が要るのではないだろうか。そういう疑問が出されました。

また、教育環境という視点では、混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」。このごみがどのように処理をされているのか、そういうことも知っていきながら、ものを大切にす意識が芽生え、清掃工場で働く職員の役割や、大変さも知ることができる。「地元の身近な教育施設なのに」という声もありました。いずれにしても住民へのサービス低下と同時に、広域化を一方向的に推し進めることへの怒りの声が集中をしていました。

ご存じのように、西竹田にある清掃工場は昭和60年11月からごみ処理を開始をいたしました。そして、地元地区との協定によって平成27年度9月末で30年間にわたるごみの処理の役目を今終わろうとしています。私たちはシンポジウムで出された問題点を整理をして、昨年5月11日、清掃工場統廃合に関わる申入書として、1つ目、なぜ御所市へ統合なのでしょう。2つ目、田原本町内での建設は検討してきたのでしょうか。3つ目、大切な町の財政、予算規模を含めて計画の全容を示してください。4つ目、さまざまな問題点がありますが、町民への説明、町民とのコンセンサスの機会を考えているのでしょうか、お聞かせくださいという要請を行いました。

町は、住民代表である議会で議論を重ねているという、理由にならない理由で拒

否をしました。町民の声を無視して事を進めることはあってはならないことです。生活に密着したごみ処理は、住民にとっては切実な問題の一つです。行政の責任者である町長は町民の声を真摯に受け止め、進めている焼却場建設の広域化について詳細に説明することが求められています。毎日毎日、何らかの形でごみを出していますが、町民一人ひとりがごみ問題への関心が高まれば、住民共通の認識が深まっていて、ごみを減らすことにもつながっていきます。

少し古い資料ですが、2001年度に内閣府の世論調査があります。90%近くが「ごみ問題に非常に関心がある」と答えています。ごみの原因についても「大量生産・大量消費・大量廃棄となった生活様式」こう答えている方が70.5%、「使い捨て製品が身の回りに多過ぎる」これが65.1%と回答しています。

古いデータですけれども、この傾向は今でも同じような傾向だと思います。ごみ環境問題への関心は非常に高く、ごみの分別や資源回収に自ら行動することを含め、多くの人がある解決を願っていることがうかがえます。ごみ削減に向けても町もある程度努力をされています。より一層住民の思いに心を寄せていただきながら、さらに具体的な実践を通して町民とどうすればよいのか、そういうことを率直に語り合いながら、ごみ行政を進めていくことが大切だと思います。

田原本町の平成21年度のごみの排出量は生活系で7,335トン、事業系で3,887トン、搬入合計が1万1,222トンです。これに集団回収量の908トンを加えると、ごみの総排出量は1万2,130トンです。県下39市町村の中で11番目に多いごみの排出量となっています。また、34%が事業系ごみの排出量ですが、この事業系ごみの減量化に対しても実態を正確に把握をして分析した上で、事業者に対してごみの量をどう削減するのか、その対応も行っていって指導していくことが強く求められているのではないのでしょうか。

都市化が進む田原本町ですが、農業をなりわいにしている生産農家もあります。例えば、生ごみの堆肥化、これで有機農業を育てていくなどの施策の検討、農業の振興と活性化に結びついた行政のあり方もJAと協力して検討するところに来ているのではないのでしょうか。町は家庭用の生ごみ処理機の購入の援助も進めるなど、町民の関心を高め、自発性を引き出していく努力もしています。自治体と住民がごみの発生を回避するためにどうしたらいいのか、真剣に考えていくところにごみ問

題の解決の大きな鍵を握っています。

2000年に制定された循環型社会形成推進基本法では、まず第1に、ごみを出さないようにしてごみの発生を抑制する。第2に、繰り返し使用するようして資源の浪費、ごみの発生を減らす。第3に、リサイクルによって資源を循環させ、最後に燃料として利用する（サーマル・リサイクル）という廃棄物への対応の優先順位を初めて法律で決めました。その後、循環型社会構築に向けて、（リユース・リデュース・リサイクル）3R促進することがこれに追加して明記をされました。しかし、一方環境省のごみ行政は従来の施設中心のやり方を少しも変えずに、ダイオキシン対策として補助交付金は複数の自治体が集まって、広域でごみを処理する広域化、100トン以上の焼却炉を建設する焼却炉の大型化を交付条件にしてしまいました。それによって1997年以降、一挙に広域化、大型炉化が図られ、焼却推進に拍車がかかりました。

御所・田原本環境衛生事務組合、後に五條市が参入してやまと広域環境衛生事務組合の設立となりましたけれども、これはその最たるものですが、私は国からの補助交付金を求めた焼却場建設の広域化ではなく、命と健康に関わるごみ問題と産廃問題に鑑みて、国自らが制定した循環型社会形成推進基本法の遵守を政府に迫ると同時に、広域、大型炉化を条件にした補助金、交付金制度ではなく、住民の命と健康を守り、ごみ減量化に努力をし、循環型社会構築に向けて住民サービスの維持向上に頑張っている自治体の焼却炉の建設については無条件で建設補助を行うよう、行政と町民が一緒になって国に対して意見を上げていくことが必要ではないかというようなことを今、痛切に考えさせられています。

町長は今日申し述べませんでしたけれども、私は意見書を見ることができました。町長の意見書の中で、自治連合会や広報で説明をしていると述べています。それは決定をしたというお知らせであって、説明というものではありません。ましてや、自治会や自治連合会などとの町政の懇談会では、清掃工場問題については質問を受けつけなかったと聞きました。なぜでしょうか。質問が出たら説明ができないからなのですか。町民が不利益を被る状況があるからなのですか。質問を受けつけないということは、およそ民主的な営みとはかけ離れています。自治会代表の役員の意見を求めない、そんな懇談会のどこに民主的運営があると言えるのでしょうか。

今回の住民投票の投票条例制定の要旨は、1つは大切な判断は住民の総意で行うということです。環境問題、とりわけごみ行政は住民生活にとって重要な業務です。一旦御所市に建設すると簡単に脱退はできません。町の将来に影響をする大切な判断は住民の総意で決することが大切ではないかということです。

2つ目は、住民の意向を確認するということです。御所市内での清掃工場建設については昨年4月の広報紙に一部掲載されました。その後、ごみの収集が午後になる、燃えないごみや粗大ごみが有料化になるなど、住民生活に少なからず影響が出るなど、私たちが当初心配しているとおりの事態に進んでいます。御所市に建設した場合、ごみ行政をどうするのか、町は責任を全うするのか、その点での説明が全くありません。説明会の実施、もしくは住民アンケート調査を行うなどして、住民の意向を確かめることも予定されていませんので、これらを実施するようにお願いをしたいと思います。

3つ目は、民主的な手続きと住民自治の観点で進めてほしいということです。ごみ行政については、いかにごみを減らすか、それが問われています。そのためには住民の協力と参加が大変重要な役割を發揮します。住民参加のごみ行政についての検討、意見の集約などの民主的な手続きが大切です。町は住民自治という観点から、民意を聞く努力を積極的に行うべきということが条例制定請求の要旨であります。

加えて今一つ、清掃工場で働く当該労働者への対応についてです。これは住民投票条例制定請求の要旨には書き込んでいません。職員の生活と雇用に関わる大変重要な点ですので、あえて述べさせていただきたいと思います。

田原本町役場には職員組合があります。清掃工場で働く職員は正規職員、あるいは地方公務員法第17条や第22条第2項で雇用されている臨時職員もおられると思います。正規、非正規問わず、今働いている職員の労働条件は現状の労働条件を最低限保障しなければなりません。今回の清掃工場問題を進めるにあたっての職員の雇用や生活に関わる労働条件などについて、当該の職員組合への説明は行っているのでしょうか。また、意見書の中で民間委託を検討課題に加えてきたと述べています。管理運営体制を指定管理者制度なども視野に入れた民間委託化を検討しているのであれば、清掃工場で働く正規職員は、本庁一般職として配置転換がなされるのか、あるいは指定管理業者への雇用がえとなるのか。さらには非正規職員の雇

用はどうするのか。たちまち職員の雇用不安が発生をしてきます。労働条件の大幅な変更を伴いますから、当然に説明が必要になってきます。住民サービスという町民への視点と、そこに働く労働者の雇用と生活を守っていくという視点もあわせて大変重要なところですよ。当該職員組合への説明を行っていないのであれば、あわせてこれも説明をしていかなければならないと思います。

町長は5年間という長期にわたり議論を重ねてきた事案であるということを経験しています。環境行政、とりわけ清掃工場の総合計画に特化して見てみると、この5年間のことを町民に説明をしていないではないですか。どこで町民に説明をしてきたのでしょうか。住民の声を反映する努力をし、そして住民の総意を求めることを広く推し進めて行って、町政が住民に見えるようなガラス張りの町政を行っていくことが、このごみ問題、すなわち清掃工場統合問題では、とりわけそのことが求められているのです。

御所市建設予定の地元地区へ環境整備基金1億円、当初計画になかった新しくつくるごみ焼却場の横に温水プールやスポーツジム施設を併せ持つ健康増進施設の建設費用など、次々に新たな負担が求められようとしています。住民にとって不利益性が極めて高いものがあるのに、住民無視で進めていくことは言語道断ではないですか。

5年にわたり検討し議論してきたのであれば、その間の経過を含め、イニシャルコストを含めた財政規模の説明、スケールメリットが見られると主張していますが、広陵町、檀原市、桜井市などの近隣行政区を越えて遠い御所市との統合、これはデメリットだとだれもが考えることですが、この統合のどこにスケールメリットがあるのか説明する必要があるのです。なぜなら町長は町政の最高責任者として町民に説明をする義務があるからです。

最後になりますが、今回寄せられた署名は、ごみ問題は生活にとって身近な問題であり、「町民の声を無視しないでほしい」という声と、「説明をしてほしい」という願いが込められた署名でもあります。

1月17日から2月17日の1カ月間、殊のほか寒さが厳しかった今年の冬の中にあつて、奔走していただいた受任者は65人です。雪がちらつく中、30分も玄関口で対話をして協力をしていただいた方もありました。「この署名だったら友人

も紹介するよ」と言っていた方もいました。若いママさんがメールで発信をすると「えっ、何で御所市なの。それは大変。だめだめ」と積極的に署名に応じていただき、裾野が広がっていったこともあります。これは若い町民の皆さんも行政に強い関心を持っていることを証明しています。「田原本町の財政が食い物にされるのではないだろうか」「御所市に行くのは賛成なんだけど、なぜ御所市なのかの説明をほしい」「こんな大事なことは関係者が直接大字に赴いて説明をするべきではないだろうか」という年配者からの心配の声もありました。

協力していただいた町民の皆さんは今回の成り行きを見守っています。受任者の皆さんが丁寧に、本当に一人ひとり丁寧に説明を行い、対話をして集められた2,408筆です。この間、みんなで手分けをして議員各位に要請をしてまいりました。議員からは「今さら」「いや、ちょっと……」「もう決まって……」「対案はあるのか」、そういう意見がありました。しかし、よくよく考えれば、そもそもの説明を住民に行わない中でこのことを進めていっているというところに問題があります。

議員各位におかれましては、町民のために、そして町民の声を議会に反映し、身近な願いがかなう議会として、住民投票条例制定に賛成をしていただきますよう心からお願いを申し上げます。さらに清掃工場問題に留まらず、地球資源や環境保護というところに大きく関わるごみ問題について、行政と町民がともに真剣に考えていくまちづくりを進めてほしいということを切望して、長くなりましたが、私の陳述を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして中村正樹さんの意見陳述を終わります。

中村正樹さんにはお忙しい中、本会議のためにご出席いただき、慎重なご意見を述べていただき、感謝をいたしております。本議会といたしましてもご意見を審議に生かしてまいりたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

それでは中村正樹さんをご退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（請求代表者 中村正樹氏 退場）

午後1時41分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。3番、森議員。

○3番（森 良子君） 2点についてお聞きしたいと思います。

常々町長は二元代表制による議会制民主主義というのを主張しておられますが、町長は2期目に立候補されたときは、幸か不幸か、他の立候補者はなく無投票で町長になりました。選ばれたと言うより出る人がなかったため、投票率0%でも町長になれたということです。これは全町民の支持を受けたと勘違いされては困ります。その町長が次のように言うておられます。

「住民投票には、少なくとも過半数の住民の意思が示されることは最低限であり、町議会議員選挙の投票率である65.77%以上の投票率があるということを作成要件とすべきではないでしょうか。」とおっしゃってますが、これはおかしいでしょう。投票率が何%であっても受け入れるべきだと思います。

もし、投票率が低いという結果になれば、町民の関心がないということになります。だとしたら、余計に町としてははっきり説明すべきではないでしょうか。その点、どうお考えなのか、お示してください。

○議長（松本宗弘君） もう1点は？2点言ってましたでしょう。

○3番（森 良子君） もう1点は……。1点について3回できますね。

○議長（松本宗弘君） 臨時議会だからフリーです。何時間でも構わないですよ。

○3番（森 良子君） はい。もう1つは、町長は「2期目立候補したとき、御所市との広域連携を図るごみ焼却施設の整備を掲げました。」だから、「住民の皆様には一定のご理解を得たものと考えております。」と言われました。

どこで、いつ、何回、住民の方に説明し、どのくらいの方が……。まあ言い換えれば何人の方が賛成したのかということですが、広報だけでなく今までどれだけ説明されてきたのか、その点をお聞かせください。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。

投票率、住民投票のことですけれども、直近新聞でも多分ごらんになったかと思

うんですけれども、おととい、山口県の山陽小野田市で議会議員を減らすことに対しての住民投票が行われました。こちらについては投票率が45.3%ということで、50%に満たないということから開票すらされていないのが実情であります。こういったことから、本来住民投票には成立要件としてパーセンテージを求めるのはごく自然のことであろうかというふうに理解をしております。

また、2期目無投票であったから、あなたは信頼を得ていないという話でありませうけれども、それは森議員におかれましても、そのとき出る権利もあったわけでありませう。ただ、どなたもお出にならなかつたという結果だけでありませうので、私がそれに対してどうこうと言うことはありませう。

何回説明したかということでありませうが、機会あるたびに説明してまいりましたし、住民の皆様だけでなく、私ははっきり申し上げて、間接民主主義は二元代表制で今なっているわけでありませう。皆様方がその二元代表の一元を担われているわけでありませう。その皆様方にご説明申し上げて結論を得たのでありませうして、それを住民の皆様にご報告申し上げるのが私の責務でありませう。

以上です。

○議長（松本宗弘君） はい、3番、森議員。

○3番（森 良子君） 一定の理解を得たというのは町長自身の思い上がりで自己満足に過ぎないのではないですか。だから、こうして現に住民投票条例制定の請求が上がってきているのではないですか。

ある自治会長さんは町政懇談会の中で、このごみ清掃工場の件で質問したら、「時間がないから担当課に聞いてくれ」と言われ、直接担当課に聞いたそうです。どうしてその場で質疑応答ができないのでしょうか。住民とのキャッチボールの会話をしないのはなぜなのか、お聞かせください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。二元代表制に対する大きな挑戦ではないかというふうに私は感じております。

また、なぜしてないのかという話でありませうけれども、自治連合会におきましては、今年はおらかじめ質問要旨を出していただきまして、それに対する答弁として各部長から説明を申し上げたところでございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） これで最後ですが、町民の皆さんは、この件に関しては不安がいっぱいです。ごみ清掃工場を御所に建設することを判断する資料、情報を惜し気もなく提供する町長の意気込みと姿勢がほしいのだと思います。その町長の取り組み次第では町民の方々は十分納得して協力してくださるものと確信して、私の質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 大変愚問で、わかりきったことを質問するなどお叱りを受けることを覚悟で、1点お聞きをしたいと思います。

この住民投票条例案の提案に対する意見書は、寺田町長自身がお書きになったのでしょうか。署名があり、ご自身でお書きになったことは自明のこととは思いますが、確認のために、ちょっとお聞きをしたいと思います。

なぜこのようなことをお聞きするかと言いますと、私は寺田町長を高く評価していることがあります。それは寺田町長がご出席なさる各種会合等で大変あいさつがすばらしいということです。

先般の田原本中学校の卒業式での町長のあいさつは大変すばらしいものでした。私もいろんな会議などで多くの方のあいさつをお聞きしてまいりました。また、私自身があいさつをしてまいりましたけれども、あのようなすばらしいあいさつは聞いたことがありませんでした。しかも、原稿を見ずに町長はお話になりました。

そこで、この意見書も町長ご自身の文章なのかどうかお聞きをしたいと思います。イエス、ノーのお答えで結構でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） イエスで結構でございます。

○議長（松本宗弘君） 西川議員、これでよろしいか。（「もう結構です」と西川議員呼ぶ）

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私は8点ばかり、ちょっと聞かせていただきたい。少し個数が多いので一つ一つやりとりをさせていただきたいなと思います。

まず、田原本町、本町のごみ政策の基本方向について尋ねます。

かつてありましたごみ基本政策、ここには「ごみ減量の推進と安全・安心なごみ処理を目指すこととし、町民、事業者、行政の連携で資源循環型社会を構築する」、こう書いてありました。

今、御所市・田原本町・五條市地域循環型社会形成推進地域計画、ここには「より一層のごみ減量、再資源化と各自がごみに責任を持つ社会の実現を図る」と書いてあります。その点では、ごみを減量することが本町のごみ行政の基本であると理解していますが、その点は間違いございませんか。そして、どのようにしてごみを減らそうとされているのか。これについても説明をお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。ごみ減量化というのは基本方針でございます。

それからどのようにして減らすのかでございますけれども、一般ごみにつきましては分別の細分化というものを考えているところであります。また、先ほど中村さんよりご指摘ありましたように、持ち込みごみについては、現在田原本町以外のごみが入っている可能性等々も含めまして、展開検査を行っているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは2点目の質問をします。町長になられて5年、6年ほどになります。それで、この間、私も特別委員会に入らせていただきまして、ごみ焼却場の建設予定地の基本的な考え方という資料を、これはもう大分前ですけども、いただきました。これは田原本町内にごみ焼却場をつくるということが前提で4つの条件を上げておられました。

そこにどう書いてあるかと言いますと、1つ目が、町内全域を対象とする。2つ目が300メートル以内に学校や病院がないこと、住宅地に近接していないこと。3つ目が、住居専用地域、史跡地域は含まず、災害等の被害の恐れがない地域とする。4つ目が、ごみ収集、運搬効率がよい道路状況のところと、こういう4つの条件を示されて、町内全域を対象としてごみ焼却場をつくるという検討をされてきました。そこが、これは佐味自治会から申し出があったと聞いています。

そういうこの候補地に合致するかどうかは私は存じ上げませんが、それを断って

御所市と一緒にごみ焼却場を建設することを決められました。その地元から申し入れがあったのにもかかわらず、御所市と建設をするということを決められた理由について詳しく述べていただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 具体的な大字名を出していただいておりますけれども、申し入れはございません。御所市に建設するのはなぜかというのは、今までからご説明申し上げましたように、単独建設もちろん考えました。広域建設を考えました。そして官への委託を考え、そして民への委託を考えて、差し控えられますけど、現地での延命も含めて考えた中で、いずれも一長一短のある計画であります。これがすべて100%ベストという計画はない中であって、よりベターなのが今回示させていただきました広域建設であります。（「よりベターで、何がベターなんですか」と吉田議員呼ぶ）

前からも同じく申し上げさせていただいておりますけれども、建設用地がある、また施設建設費が安くつく。あるいは、これからの維持管理経費が非常にローコストにつくということでもあります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 当初、田原本町内では3カ所ほど候補地はあるんだという説明をされていましてね、それが佐味かどうか私は知りませんが。そういう候補地があるにもかかわらず、コストが安いということで御所市に決めたということですね。

それと、その中で確認したいんですけども、今ある清掃工場、現地での延命も考えたとおっしゃいましたよね。だから現地の今ある清掃工場を延命することについて、町長はどれだけの努力をされたのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 今の現施設につきましては、住民の皆様方にいろいろご意見をお伺いして、非常に申し入れが聞き入れていただけなかったということがございます。

それから3カ所あったということでございますけれども、そちらについても住民の皆様実際に来ていただきましてご説明申し上げましたのですけれども、なかなかご理解を得られなかったというのが実情であります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 何かよく説明したけれども、受け入れられなかったという答弁ですけども。私は、こういう重大な問題は担当課が行っただけでは、どっちにしてもらちが明かない問題だと思うんですね。それで、現地の今の清掃工場について延命したいという、その要望を町長が直接地元を持って行かれたのは何回ありますか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 地元を持って行ったというか、実は町長室のほうにおいでいただきまして、その場で何回もお願いをしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、現地の人たちを呼びつけてお願いしたわけですか。普通、ものを頼むときは、やはり出向いて行って、それなりの誠意を示すということがあってしかるべきだと私は思うんですね。そういうことをしないと、それは今の現清掃工場の延命もできませんし、3つの候補地があるというようなことがあっても、どこもそんなん受けてくれませんよ。町長の姿勢が伝わって初めて、それだったら、うちは本当はしたくないけど頑張るわという声が出て当たり前だと思うんですよ。ということは、町長は一度も現地へ赴いてお願いはされていないということですね。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 今、ご承知のように6カ大字ございますので、どこの大字に行ってしまうということがなかなかできなかったということと、余りにも私が目立ち過ぎるというのがございまして、私が別に呼びつけたわけでも何でもございませぬ。そしたら、私たちのほうから行かせていただきますということで、わざわざおいでいただきました。それにつきましては労をねぎらい、御礼申し上げたところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今はっきりしたことは、ものを頼むのに、やはりご足労をいただく努力はやっぱりするべきだと思いますよね。ですから町長が本当にコストの問題で考えたら延命策が本当に一番安いんですよね。そうしたら、それについてど

ここまで努力されたかということは、今の話でしますとされていないと。来てもらったというのもあるのかわかりませんが、やっぱり町長が本当に延命したいという思いがそれでは伝わらない、伝わっていないと思いますね。それはこの場で私は指摘をさせていただきます。

それと、御所市での建設がコスト的に一番安いとおっしゃいました。ただ、この間、何回となく町長に質問させていただいてますけれども、収集運搬のコストについては全く公表されない。その点では、ごみ処理というのはトータルですので、建設費が安いということだけを取り上げて安いとはならないと思うんですよね。それでは、御所市に行った場合建設費はこれだけ安い、維持管理費はこれだけ安いという数字を持っておられますから、どっちみち発表されると思いますけども、それとともに収集運搬のコストがどれだけかかるのか、その数字を示してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 収集費用についてご説明させていただきます。

平成23年度塵芥収集費は車両購入費を除いて8,669万5,000円でございます。直営のごみ量は6,521トンで、1トン当たり収集費用は約1万3,300円の経費がかかっております。内容といたしましては、収集車6台が3往復、1週間で5日間、1年間50週で4,500回、ダンプが5台2往復1日で、1年間で500回、合計で5,000回搬入をしております。それを御所市に搬入する場合、片道約20キロ、往復約40キロでございますので、5,000台×40キロは20万キロでございます。燃費が1リッター当たり約4キロといたしますと、20万キロ÷4キロで5万リッターの燃料が要ります。5万リッターで軽油が約136円でございますので、年間680万円の燃料費がかかることとなります。平成23年度の塵芥収集費で試算いたしますと1トン当たり1万4,400円となります。

今の段階で計算いたしますと1万4,400円から1万3,300円の経費を引きますと1,100円の増となります。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それはね、単なる距離で割った分ですよ。でもね、それで

はちょっと説明不足ですよ。やはりこの前は、今6台のごみ収集車がありますよ。実際は5台の運用で1台は別のラインで走っていますので普通は5台ですよ。それを8台にするという話をされましたね、3月議会に。8台にするとなったら、乗る人が2人ずつだったら6人増えるわけですよ。車両が8台ですので、その20万キロメートルを走るのに、やっぱり今は13年に1回車両の入れ替えをしているという話をされていましたが、13年に1回の車両の入れ替えで済むんですか。違いますよね。やはり3年に2台ぐらいは切り替えていかないと耐えられないような距離だと私は思うんですよ。その点では、今のは本当に距離が延びたからこれだけという短絡的な数字ですよ。それはちょっとね、聞いている皆さんも理解できない。本当に真剣にこれを検討されているのかというのが伝わってこないんですよ。実際、そしたらどれだけ増えるのかというところの数字を示してくださいよ。そこまで検討していたら、それはその通りやという話が出ると思います。皆さんが納得できる数字を示さないから、まあ言ってみたら、説明を受けてないということになるわけですよ。そのことも入れて、収集運搬コストがどれだけ増えるのか、示してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 以前お答えさせていただいたときには、収集体制、物的整備などを検討いたしますということで、具体的に何台増やすというような答えをさせていただいていないと思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） だからだめだと言われているんですよ。説明してないと言われるんですよ。こういう場合でも収集できますよと、こういうことでやりますよ、こういう場合は何台、この場合は何台、こういうことを詳しく調べてシミュレーションをして、どんな場合でも皆さんのごみはちゃんと集めますよというところの体制をとらないから、説明できないんですよ。聞かせてもらってないから、安心できないんですよ。今日はそのことをはっきりさせないと、この問題は解決しませんよ。町長、どうですか、そこまでなぜ研究しないんですか。放ったらかしですか。成り行きですか。それが責任と違いますか。トータルでごみの収集費用にどれだけかかるのかというところ、それは正確なのは出ないかわかりません。しかし、8台でや

ったら、5台で今3回収集してますから、 5×3 で15回収集していると。8台やったら2回収集したら16回行けるから、午前中に行けるやないかという、そういう計算をしているでしょう。当然して当たり前やと思うんですよ。そこがされてないから、皆さん不安なんですよ。そこ資料を示せますか。まだこれ2つ目の質問ですから、あと6つ行きますけど。まず示してください。それから進めます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） まず1点目に、3月に5台から8台というお話がございますけど、先ほど北口次長からもございましたように、増車を考えているという話をさせていただいたのは事実でございます。前に西川議員の質問にもそのようにお答えをさせていただきました。ただ、5台を8台にするとか、具体的な数字については申し述べてはおりません。

それからシミュレーションはおっしゃるとおりしております。ただ、その中で実際にどうなるのかというのは、答えは出ていないところでございます。今年度中に中継地点も含めまして結論を出したいというふうに思っているところでございます。

まず一番大切なのは、ごみの清掃工場が一番大切だと思っています。ごみの清掃工場をどこに、どのようなものをつくるかということ、まず決定した上で、それでは次に収集体制はどうしましょうかというのを考えるのがごく当然であって、収集体制からまず考えるべきではないというふうに思っております。どこか決定いただいたら、その場所に運んでいく一番最適なコストでいける収集体制を図らせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、今ちょっと傍聴席からも失笑が聞こえてきました。そうじゃないですよ。安いか、高いかという基準で選んだんでしょ、御所市を。建設費用が安い、運営費用も安いでしょう。それなら、地元でつくった場合とどう比較できるかということをしないと、安いとならないじゃないですか。しかもですね、先ほどおっしゃったように、今の現清掃工場を延命することに本当に努力することもせず、田原本町内で3カ所ほどいいところがあると、そこに本当につくらせてくれと赴きもせず、御所市がやるから、補助金が出るから、それについて行こうという判断をされたんでしょ。ですから、それは違うと思いますよ。田原本町で努

力して、努力してできなかった、その場合はほかの自治体をお願いして一緒にやる、そういう選択が初めて成り立つんじゃないですか。

その点では、今の話では納得する住民はおられませんよ。その運搬費用にどれだけかかるんだと。しかも、建設地を決めて建設を始めたら、もう出られませんよね。結果的に高くかかったという答えが出てもしようがないという話ですね、今の話からしますとね。しかもシミュレーションはしていない。シミュレーションなんて簡単にできますよね。実際毎日集めているんですから。御所市まで走ることもいくらでもできますよね。どのぐらいの時間がかかるとか、何台走らせたらいいとかですね、それはいろんなことをできますよね。なぜそれを今までしてこなかったかということだと思いますよ。

そしたら、今の段階では収集運搬のコスト比較はできないということですね。それを確認したいんですけどね。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほど工場の話でございますけれども、まず1点目の考え方として、町にまず建てる、それがありきで進めたわけじゃない。並行してどの方法がいいかというのを進めてまいったのは、議員もご承知のとおりだと思います。

先ほども申し上げましたように、単独建設がいいのか、広域建設がいいのか、民間に委託するのがいいか、全部を並行の中で進めさせていただいた中で、よりこれがよりベターだということで結論づけさせていただいたところでございます。

シミュレーションでございますけれども、1台増やせばいくらかになる、2台増やせばいくらかになる、このシミュレーションはもうできております。それは先ほど議員ご自身も言われたように、1台足したら2人乗らないといけないからいくらか要るんだというのは、これはもう簡単に出る話でございます。（「なら、出してくださいよ。この場に出してくださいよ、簡単に出るんだったら」と吉田議員呼ぶ）

申しわけありませんが、今検討段階でございます、それ以上のところにつきましては出すことはできません。ただ、人件費ですんで、2人の人件費と車の1台の損料、これがかかるだけであります。それと燃料費であります。こちらだけでありますので、そんなに大きな額にはなりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、簡単に計算できますと言いながら、この場に出せない。何もそれが正解だと私は思ってません。第1案はこれです、第2案はこれですよと、出したらどうですよ。そのために今日は議会を開いているんですから、その数字を出してくださいよ。どれだけ出るんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 数字というのは出るの？1台増やしたらいくら、2台だったらいくらと、その数字でよければご報告させていただきます。

ただ、もう1点だけ。何台増やすということは、今まだこれからの検討でございますので、よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 経費のこともなんですが、一応収集体制、今6台のパッカー車が3往復、施設に約15回から18回搬入をしております。それで御所市までの時間を計算いたしますと、1回目の収集が8時半から9時半、約1時間で収集をしてちょうど清掃工場に戻ってきます。それをもとにして、御所市に運搬する場合に片道40分、往復80分と計算いたしますと、1回目に収集が9時半に終了いたします。それを御所市に9時半から約11時まで、11時に搬入を終えます。2回目が11時から12時まで収集だけを終えて、お昼の休憩をとって1時に御所市に搬入をしたら、帰ってくるのが2時半になります。3回目が2時半から1時間、2時からですから3時半まで収集をいたしまして、それを御所市に運搬しますと、最終的に16時50分（4時50分）に収集業務が終わります。これですべて18回となりますので、今の通常の収集運搬業務では車両を増やすことはしなくてもいいという予想を立てております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、収集運搬コストは実際には燃料代、後は車の入れ替え代、これは13年もつかどうかですよ。当然もちませんよね。そういうことになるわけですね。

そうしたら、先ほど燃料代は680万円とおっしゃいましたよね。車両代が800万ぐらいですか。（「そうです」と総務部次長呼ぶ）

だから1, 700万くらいの増だということですね。年間1, 700万の増で、10年間で1億7, 000万、20年間で……、よう計算しませんね。3億4, 000万円の増という計算ですか。

それでいいのかどうかというのは、私は異議がありますけども、一応そうしたら収集運搬コストは3億4, 000万の増ということで、それが1つのシミュレーションとして示されたということによろしいですか。（「はい」と総務部次長呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 車両は毎年と違うよ。

○総務部次長（北口尚吾君） はい。車両は毎年購入するわけではございませんので、それを加算されるのは、ちょっと無理があると思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、6台です、今走っている車はね。だから、これが今13年動かしているわけです。13年。距離が倍になるわけでしょう。だから半分の6年で1台ぐらいにしないと高速道路を走れませんよ。高速道路で止まったら知りませんよ。その辺がシミュレーションの基本が全然真剣に取り組んでいないところだと私は思います。いくらでも結構ですけども、私は普通一般的にそう思いますよ。6台やったら毎年やなということになりますし。その点ではそういう指摘をさせていただきます。

続いて次の問題をやります。

それでは、御所市まで大変な距離があります。先ほどは片道40分とおっしゃいましたかね。（「はい」と総務部次長呼ぶ）

ですね。当初、特別委員会で、京奈和自動車道ができればナビタイムというので試算したら18分で行けるという話をされておりましたね。今日は部長座っておられないかな、いらっしゃらないな。それが今40分で行けるのかなと。今ちょっとね、昨年の6月の全協で町長はこうおっしゃいました。「3自治体が運営するため、今の3倍の車が入って行くというのは事実です」という説明をされました。どのぐらいの台数とその御所市の清掃工場に、ごみ焼却場に入っていくと考えておられるのかと。それも入れて、どのぐらい時間がかかるかということ、もう一度改めて答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 3市町で合計で今の段階で約172台程度でございます。

それで、この車が一度と言いますか、時差で入っていきますが、そのピットへの投入を約10分程度と考えまして、先ほど走行が40分、プラス搬入時間が10分の50分の計算をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、例えば田原本町の場合は、これは多い日なのかどうかわかりませんが、12月の数字をちょっと、搬入台数というのを持っているんです。これは12月、年末ですので、ちょっと多いのかなと思ったりするんですけども。12月27日は町の収集車が29回収集されているんですね、29回。事業所からですね、事業所というのは許可業者が持ち込んでいる台数が34台ですね。田原本町だけで63台入ってますよね。御所市は100台入ってくるとおっしゃってましたよね。これは市役所の関係の車だけですよ。許可業者等の搬入台数はもっとあるのと違いますか。それも入れてしたら172台で本当にいけるんですか。その許可業者の車の出入りも入れて答弁ください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 先ほどお答えさせていただいた数字が1日平均でございます。それと許可業者の台数は含んでおります。

○議長（松本宗弘君） そうですよ、おります。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら1日平均172台。一番多いときはどれだけですか、教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 申しわけありません。今数字をつかんでおりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 御所市と田原本町と五條市とで一緒につくりましょうと。つくる基準は平均ベースで通常の場合はやっていけるということだと思っただけですよ。しかし、いろんなケースがありますよね。年末年始忙しくなったら、「今日はもう来てもらっても入れられませんよ」というようなことでは困るわけですよ。その

点では平均172台ということでしたら、一番繁忙時はどのぐらい利用できるか、そのときはどう対応するかというのは必要な数字だと私は思うんですね。

その辺については、町長、これなくても事業は進められるんですか。（「ん？ごめんなさい。もう1回最後の……」と町長呼ぶ）

こういう一番繁忙期はどのぐらいの台数のごみ焼却場に搬入されてくるかという数字をつかまらずして、共同のごみ焼却場をつくることができるのですかという質問をさせていただいています。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほど北口次長のほうから説明をさせていただいた1日平均で、これは現在の量でございます。非常に問題なのは、田原本町は先ほど言いましたように16から18の平均でございますけれども、御所市のほうでは36台になっております。ということは、どういうことかと言うと、要するに本町よりも住民数が少なくてごみの搬出量が少ないところが本町よりも倍以上、2.5倍ぐらいの台数が入っているわけでありますので、こちらについて等は少し減らしていただけるように、今お話し合いはさせていただいているところでございます。

一番忙しいというのは、議員ご承知ように年の一番最初の2回の日でございます。これにつきましては、どういうふうにしていくかというのを今後考えさせていただきますので、あるいは田原本町のほうでピットをつくって、そちらのほうで保管するという事も考えられます。年頭の2日の収集日が終わりますと、後は大体落ち着いて、大体30トンぐらいの日量となってまいりますので、その2日間をどう乗り切っていくかということを考えておるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） せっかく説明いただいて、言い返して申しわけないですけども、例えば1月4日、年始ですね、これは田原本町と許可業者足して、31台ですよ。次の7日の日ですね、火曜日は田原本町と業者を入れて55台ですわ、入っている数字はね。ところがね、12月25日は足して56台。27日は足して63台。28日は55台となっています。町長、認識違っていると思いますよ、田原本の実態をね。実態をつかまえて初めて本当に生きた施設ができるのと違いませんか。

もう1回聞きます。田原本町と御所市と五條市とで、繁忙期、どのぐらいの台数

を予定されているのか、教えてください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 議員お述べのは持ち込みも何もかも含んでのことでございます。12月のときに、うちのほうで持っておる数字によりますと、そんなに可燃ごみが増えているという資料は持っておりません。持ち込みごみ等は増えているところでございます。ただ、ご承知のように、今度持ち込みごみにつきましては中継施設をこしらえてそちらで受け取りをさせていただくということでございますので、これとは別途に考えていただきたいと思います。やはり議員お述べのように、一番繁忙日は年当初の2日、1日目というか、初日の2日間であろうかというふうを考えておりますので。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 町長ね、何かうまいこと逃げたと思っておられると思いますけどね、違いますよ、実態は。私の持っている資料は町が集めたごみの収集車が何台来たか、許可業者が何台来たか、そして個人が持ち込んだのが何台来たかを持っているんですよ。

例えばね、個人の持ち込みが一番多いのは12月30日です。70台ですわ。入れていません、説明にね。例えば12月27日は41台、個人が持ち込んでいます。それ以外に町と許可業者で63台入っているんですよ。そんなね、思いつきのでたらめな説明してもらったら困りますよ。議会を侮辱してもらったら困りますよ。ちゃんとした数字を出してくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 確かに持ち込みは、そうなるというふうに今の理論上ではございますけれども。

先ほど申し上げましたように、今田原本におきまして持ち込みごみが非常に、許可業者の持ち込みごみが住民の割合について非常に多いというのが実情であります。これは他の同規模の市町村と比べていただきますれば、一目瞭然でありますけれども、こちらについて今展開検査は進めさせていただいておりますけれども、なかなか実態的につかめないのが実情であります。今度御所市に行くということになってまいりますと、田原本町の許可業者の持込台数も減ってくるのじゃないか、これは

予想でございますが、しているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、その許可業者をね、これまた、そんなん怒られますよ、そんなん言ったら。田原本町が許可して、展開検査もして、田原本町がごみとして受けているわけでしょう。それを疑っているからもっと減るといふ、おかしいじゃないですか。業者怒りますよ。そんな説明は何にもなりませんよ。

そしたら、もう一つ別のを聞きますわ。先ほどね、御所市の台数が多いんだとおっしゃってました。多いと思いますよ。でもね、町長が御所市の議会の議員さんに多いから減らせと言えんのですか。言いませんでしょう。御所市は御所市なんですよ。田原本町は田原本町なんですよ。御所市と五條市と田原本町でごみ焼却場つくりますよと。でも、つくってもね、ごみ焼却場の現地の人々が今どう言っているかと言ったら、「うちは燃やすだけです」と、そういう話をされているんですね。ですから、持ち込んで来られたら受けますよというだけの話ですから。ですから、減らすなんていうのは、このやまと広域環境衛生事務組合には範囲はないんですよ。要するに、持って来られたら燃やさないといけないというだけの話ですからね。そこが本当に御所市の収集の台数が多いじゃないかと田原本町長が言って、御所市の議員さんが聞いてくれるんですか。「そうやな」と言って、「減らしますわ」と。絶対ないですよ。やまと広域環境衛生事務組合の議会に行っても、御所市の議員さんの質問に町長が答えるんですか。違うでしょう。田原本町の議員さんの質問には答えているけども、御所市の議員さんに答えても、御所市の議員さんなんて、町長の説明受けて納得されることないじゃないですか。御所市の台数を減らさないといけないというのは、全然こちらで話しすることではないわけですよ。御所市は御所市なんです。田原本町は田原本町なんですよ。その中でどれだけの量を処理しないといけないかというのを考えるのが田原本町の仕事ですよ。違いますか。御所市の減らせるんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ちょっと議員さん、誤解されているところがあります。持ち込みのごみを減らせないということでございます。

ただ、私申し上げましたのは、収集をしている可燃ごみが田原本町の16台に対

して御所市が36台1日平均あるということです。ということは、いっぱいにならずに帰って来て、また行ってという繰り返しをしているだけですのでね、そちらについては、議員さんに減らしてくれとお願いするんじゃなくて、行政サイドでそれはできるだけいっぱいになるまで積んでくださいよという願いは、これはできると思います。

それからもう1点、やまと広域環境衛生事務組合であります。私も副管理者でありますし、議会では私も答弁をさせていただいております。逆に私のほうが答弁回数が多分多いと思います。私が答えられないところは管理者のほうで答えをいただくという形で今とっておりますので、それはちょっと勘違いがないようお願いをしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、そうしたらね、御所市の収集台数36台で多いというクレームをつけて、どれぐらいになるんですか。田原本町と同じになるんですか。そういう話でしょう、今。私はこんな問題提起してませんよ。町長がわざわざ御所市が台数が多いとおっしゃるから質問しているだけですわ。何台に減らしてくれるんでしょう。管理者、御所市長はどういうふうに町長に説明しているんですか。どこまで減らすということ。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご承知のように私も田原本町長であり、東川さんも御所市長でありますけども、それを越えて、やまと広域環境衛生事務組合の管理者、副管理者という立場で、御所市も五條市も田原本町も指導をしていかねばならない、これは認識は一にしているところでございます。

今、何台というふうには申し述べられませんが、そちらについては、方向性としてはやっていかねばならないというのは、これは事実であろうと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに方向性は出るんですよ。具体化ができないんですよ。できないと思いますわ。御所市は御所市の事情があると思いますよ。ですから、その点でね、今度この場で町長は御所市の台数多いなんて言うこと自体要らないんです。それはあるものとして計算していかないと、減らなかつたら対応できないわけ

ですから。そういう答弁が私はほしいんですよ。何も御所市の台数が多いのは、私の問題提起と違いますからね。その点では、実際に一番繁忙日はどのぐらいの車が入ってくるのかということ自体もですね、わかりましたか？わからない。わからないんだったら、対応できないでしょう。それをどうされますか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほど申しましたように、中継施設において、当日はピットに貯めておくとか、いろいろな方法はあろうかというふうに考えておりますので、それについては、これから具体的に検討を加えていく所存でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたらですね、そんな言いわけをされるんだったら聞きたくなりますよね。中継地点はどのぐらいのピットをつくるんですか。貯められるだけつくるんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 今具体的な案は持っておりません。ただ、申しあげましたように、一番多いのは年当初の、この前もだれかご質問いただいたかと思えますけれども、収集日、それが済みますと大体落ち着いてくるところでございますので、そのときにいかにするかという議論をしなければならないのであって、常にその体制を維持するかというのは、これはちょっと無駄なことかと思えますので。おっしゃったように繁忙日をどのようにしていくかということを考えているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、実態も知らずに考えてますなんてね、ほんまに笑われますよ。先ほども言いましたけど、繁忙日は年始じゃない、年末なんですよ。ちゃんと課長来てくれたから、わかると思えますけども。

それとね、副町長、こう答弁されたんですよ、中継地について。「3トン程度のごみピットをつくります」と答えられましたよね。3トンと言ったら、パッカー車1台分ですわ。パッカー車1台分のごみピットつくるというのは、本会議で答弁されていますよ。そんなんでも持ち込めないときは中継地で受け入れるなんてできないじゃないですか。そのね、その場その場しのぎの説明で、本当に住民の皆さん納得

しないですよ、こんなこと言ったら。答えられますか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） ちょっと今3トンというお話、ちょっと私記憶に乏しいんですけども。

今、中継基地は30トン以上あれば対応できるであろうという形で、今台数を考えているところでございます。吉田議員おっしゃった3トンという言葉は、私申し上げたか、ちょっと今自分の記憶の中に乏しいので。申しわけございませんけれども。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっとそれだったらね、事務局、議事録出してきて。そんなんおっしゃるんだったら。副町長が責任もって答えた数字を覚えていないということでは困るわけです。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。副町長。

○副町長（石本孝男君） 失礼いたしました。先ほど吉田議員のほうから3トン云々という質問がございました。これは平成24年第1回臨時会におきまして、平成24年8月でございますが、中継施設についてどのような内容かという質問をいただきまして、その折に収集課の執務部屋でありますとか、パッカー車、ダンプカーの駐車場、それから住民の持ち込まれる搬入ごみの一時貯留施設等を考えておりますということで、その中で住民の方が持ち込まれる搬入ごみにつきましては、現在3トン程度であるということをお答えさせていただきました。ただ、本年度におきまして中継施設の概要等を検討するという形で……。 （「ちょっと待ってください」と吉田議員呼ぶ）

今回の当初予算でも計上させていただいておりますので、その中でさらに具体的な内容を検討させていただきたいと考えています。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　ですから副町長は、この議場で答えたことを答えてないとおっしゃったんですよ。これはね、議会に対する冒涇ですよ。まず陳謝してから始まって当たり前でしょう。どうですか。

○議長（松本宗弘君）　副町長。

○副町長（石本孝男君）　先ほど答えてないとは申ししておりません。私の記憶に乏しいということで申し上げたところでございます。

○議長（松本宗弘君）　言葉のやりとりなんで、何遍もそうやっては。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　あのね、ということは、これから副町長は何を答えられても、そのうち記憶に乏しいということでごまかしていくということですよ。それはね、これはやっぱりだめですよ。そんな逃げ方をしたら。あなたの発言が重みを増すためには、間違っただけは間違っただけと、そういうことを明らかにする必要があるのと違いますか。

○議長（松本宗弘君）　いや、今副町長はそう答えられたじゃないですか。それで議会は進めていくから、それで。次、吉田議員。

仕方がないですよ。吉田議員のいろんなことを、すべてこちらがわかることではないですよ。そうでしょう。一問一答で答えていっているけども、自分の想定することをこっち側が何を言ってこられるのかというのを、すべて把握してないですものね。資料提供なしでやっているわけでしょう。ですからミスもあつたら、ミスは、ですから今きちっと資料をもうちょっとしたら、こっちに届くからね、ですからそれはまたそれで答えられるので。いろいろな資料もさっきから抜けている部分もありますよね、こっちが答え切れしていない分も。それも今きちっと議会の重きに置いてくださいという意味で、資料をどんどん持って来てほしいと言っているから、もうちょっとしたら資料も届くし、さっきから抜けている部分もあるでしょう。（「ちょっと今、暫時休憩ですね、その話は」と吉田議員呼ぶ）

まだ暫時休憩はしていません。

暫時休憩します。

午後2時42分　休憩

午後2時47分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、いろいろ資料を集めてもらっているようですので、また出てきたら公表をお願いします。4つ目の質問に入ります。環境整備資金のことについて聞きます。

当初は地元への迷惑料1億円、そして環境整備資金で1億700万円というのを説明いただきました。ただ去年の6月、町長はどう説明されたかといったら、信号は混んだりするので、今度は右折レーン、左折レーンを設置するとか、そういった環境整備等というのは、私たちのほうで考えていけないといけないという説明をされています。それは本当なのかなとおっしゃるんだったら、調べてもらって結構ですけども。環境整備資金は、その時点では、私たちはですね、まあ私たちと言ったら怒られますね、私自身はその道路の拡幅とか、そういうところに使われるんだと思っていたんです。ところが、この間、協定書が結ばれて見てましたら、そんなどこにも書いてないんですね。書いてあったのは自治会から要望があったら補助金を出しますよと、現金を直接渡しますよと書いてあるわけですね。上限は書いてないわけですね。それと後は健康増進施設をつくりますということが書いてあるんですよ。健康増進施設はどうかといったら、この環境整備資金の中で収まるんですか、別なんですか、そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） この前に申し上げた県道に出るところ、それは例え話、どういうところにお使いになるかという話でしたので、そういった環境の整備に努めていきたいということでありまして、そこに必ずするという点ではございません。

ただ、基金の交付対象事業として、周辺地区における環境整備、周辺地区における環境保全団体等の育成、周辺地区における環境保全向上に関する推進事業、周辺地区住民の健康で住みよい生活環境の向上に資する事業、周辺自治会で決定した事業、その他管理者が必要と認めた事業ということで決めさせていただいております。周辺の環境整備ということで使わせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから健康増進施設の件でございますけれども、今現在どれだけの規模のもの

を建てるかというのは、まだ決まっていないところであります。それによりまして、これで十分に賄えるものなのかというのを検討させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても国庫も使いながら、できるだけ財政のほうは削減をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） また怒られるかわからないですけどもね、私ちょっとそういう説明はおかしいと思いますよ。3月の私の一般質問に対して、町長は建設費は5億円程度だとおっしゃったじゃないですか。もう忘れたんですか。3月ですよ、まだ。3月5日ですよ、1カ月ちょっとです。総額5億円程度とおっしゃったじゃないですか。5億円だと1億7,000……、足りませんよね、どう考えても。この中でいけるんですか。違うでしょう。別枠でしょう。別枠としか言えないですよ。

それと健康増進施設をつくるだけと違いますね。維持費が要りますね。これはどうされるんですか。どれぐらいかかるんですか。それで、どのぐらい利用されるんですか。ここが知りたい。私はこの健康増進施設、どんなものをつくって、どんだけの人が利用されるのかを知りたいんですよ。それをちょっとどこまで想定されているのか教えてくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 5億円と申しあげましたのは、マックス、最大5億円までというふうに申しあげたと思います。（「建設費でしょう」と吉田議員呼ぶ）

はい。それはご理解いただきたいと思います。

実際に、はっきり言って、どれだけの規模のものをつくるかというのが決まっていないので、今の段階ではっきりした数字等々も捉えていないというのが実情であります。

ただ1点問題なのは、議員お述べの一番最後の案件でありまして、どれだけの人数が利用していただけて、本当に有効な施設になるのかということが大変重要なことになってこようかと思えます。そうするには、有効に利用いただけるにはどんな施設にしなければならないのかと、逆手法で物事をこれから考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） という点では、当初迷惑料1億円と環境整備資金1億700万円とおっしゃっていたのが膨らんできているという認識でいいですね。

それと、もう一つ議会のほうで心配していたのは、環境税という話を心配していましたね。全協でもどういう結論を出したかといったら、御所市が御所市外から入ってくるごみに対して環境税をかけるかわからんということが議題になったときに、そのときの委員長はどうおっしゃったかといったら、覚書なりの確かな形で文書をとって、20年間は田原本町に負担を求めないということを確認させると。全員で採決しました、これは。これについては環境税が入る、入らないは別にして、そういう文書がちゃんとできているのかというところは示していただきたいなと思いませんけれども、いかがですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） できておりません。ただ、行っていらっしゃる議員の皆様はおわかりいただいているんですが、そんな話も、話しというか、環境税をかけるという話もこのところ、このところと言うか、出ておりません。それはご理解いただいていると思います。そちらの文書につきましては真摯に考えたいというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは全員協議会で、全議員の賛成という結論を得ている問題なんですね。入る入らないは別なんですよ。20年間はかけないという約束を、確約をとりたいという採決をしたわけですよ。それができていない。まあ目先、出て来なかったから安心かなと言うかわかりませんが、でも全員協議会で採決をとって全員賛成した問題が、今話出てないから軽くあしらわれているということでは、これは私だけと違って、ほかの議員さんも心配されているのと違いますかね。その点では全員協議会で採決をしたことについて、これは覚書等、確かな文書はとる予定はされているんですか。それとも全くないんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 今、先ほど申しましたように真摯に受け止めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次に行きますね。この新しい御所市で焼却場をついた場合どんな運用をするかということなんですね。

先日、やまと広域のほうに行かせてもらって説明を受けたわけですけども、どうい話かと言いますと、田原本町から持ち込むごみは田原本町のスケールに乗せて測って持ち込んでもらいますよと。御所市から持ち込むごみは、御所市の中継所でスケールに乗って持ち込んでもらいますよと。五條市から持ち込むごみは、五條市の中継所からスケールに乗って、そこから持ち込んでもらいますよという形の説明を伺いました。これは本決まりかどうか知りませんよ。でも、そういう発想をされて、やまと広域環境衛生事務組合は燃やすだけですという説明をされました。

その点では、私は許可業者も、まず田原本町の中継地に寄ってスケールに乗ってから、それから御所市に持ち込まれるというようなことになるかと思うんですけどね。その点で今の私の説明が、事務局から聞いたんですけども、どこまで……。私は騙されているとは思いませんし、そうだと思いますけども。最終固まっていなけども、そういう方向で検討されているのかどうかというところをちょっと説明してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 持ち込みごみにつきましては、すべての市町村で測ります。そして御所市の新しいセンターに持ち込むときにも再度計量を行い搬入していただくという計画をしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 確認ですけども、それは田原本町が集めたごみもそうするんですね。田原本町の許可業者も皆そういうことですよ。そういう対応ですね。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 直営ごみ、それから収集運搬許可業者に対しては、その制度はとりません。その部分に対しては、直接新施設での計量を行い搬入を行います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと待ってくださいね。ちょっと壁をお借りします。

（吉田議員、自席横の壁に清掃工場の概略地図を掲示する）

これが概略図です。これが国道24号線。これは小殿北交差点から入ってきて、県道215号線が走っています。ここから折れて、ここをグラウンドへ行きますよね。サッカー場へ行きますよね。この道から降りて入ります。この折れたところ、ここがですね、今クリーンセンターですね。クリーンセンター。そしてここをこぼって、ここに建てるという話ですね。

それでどうかというと、先ほど話した健康増進施設、この奥に建てるんですね。予定ですよ。これは指摘するから変わるかわかりませんが。今のところ、ここですよ。そしてこの手前、ここ。ここが御所市の中継所をつくるというような話を聞きました。ここは山ですので、ここは高さが違いますので行き来できません。ここも段があって行き来できません。ということは、ここから入ってきた車は、御所市の車はまず中継所入るわけですよ。出てきて、また入るわけです。

健康増進施設、たくさんの方が利用してほしいと。ここに来る人も、ここから行くしか、1つしか道がないんですよ。これが平均172台行きますよと。だから1回入って出るというから、これは2回カウントされますよと。そうしたら172台どころと違って、それに100台をプラス、さらに今度、健康増進施設、田原本ふれあいセンターでも200人ほど人が来られますので、1日100台来られたら、そうしたら500台の車がここをうようよすると。

先ほどね、行くのに40分、搬入に10分、帰ってくるのに40分という話をされましたよね。これだけここ、ここにですね、車が集中して、そんな早いこと収集できるのかと心配しているわけです。

私は、この計画はね、田原本町のそういう遠方から持ち込むごみをここで受けるという体制ではないと思いますよ。わざわざここにつくって車の台数を増やして、こんがらがらそうという話でしょう。こんな田原本町の人たちは早く行って帰ってきて、次、ごみを収集してほしいと思っているのに、ここで混雑してしまっただけに入れない、出て来れない、そういう状態で、さらに帰ってくるのが遅くなると。

ですからこの計画は田原本町のことを配慮した計画ではないと私は思っておりますが、どうですか。違っていませんか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 計画ですが、搬入といたしまして、田原本町の施設に

入るときには計量をして、ピットに投入して、戻ってくるときに同じ計量器に乗って、施設外に出て行きます。今度の新しい施設は計量器が2つございます。円滑に導入できるということで、行きは搬入の計量、出は出の計量ということで、中の動線も含めて、そういう形でスムーズに行えるように計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら今の話は、この健康増進施設も御所市の中継所も大体この方向で進んでいるということが前提の話ですね。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 健康増進施設については、まだ予定地は決まっておりません。それと、もう一度お答えいたしますが、御所市の直営ごみ、市が集めたごみと、それから収集許可業者に対しては、御所市のその施設へは入りません。直接新施設のほうに投入いたしますので。丸々172台が、御所市の172台がそこに一旦、御所市の施設を通過して入るといったことはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、田原本町の業者は田原本町のスケールに乗ってから、乗ってからですよ、わざわざ。それで新しいごみ焼却場へ行って、また乗るんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 田原本町の直営のごみと収集運搬許可業者は直接御所市のほうで計量を行って投入いたします。直接持ち込みごみに対しては、中継所で計量してお金をいただいて、それをもって、直接持って行かれる方もいらっしゃいますが、町が運搬するという形になりますので、基本的には持ち込ごみだけをそれぞれの市町村で計量するというところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それはね、この前、やまと広域環境衛生事務組合へ行ったと

きは、そんな説明じゃなかったですよ。許可業者も、ちゃんと田原本町で計っても
らいますと、そういう説明でしたよ。それは変わるか知りません。

でもね、言ってみたら、こんなところにごちゃっとまとめてしまって、御所市の
中継所は、ここが一番の第一候補でしょう。こんなところにごちゃっと詰めて、中の、
それはスルーはどうかわかりませんが、この交差点は大変混雑するのはわかっ
ています。さっきおっしゃったように、町長おっしゃったように健康増進施設、有
効な施設になるためにはどれだけ来てもらうかということが心配なんだとおっしゃ
ったけども、来てもらったら困るわけですよ、田原本町からしたら。そうと違いま
すか。

この交差点、入口1カ所しかないのに、3つも施設をつくってどうするんですか。

(「まだ1つは決まっていないと言っているじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) 決まっていないと言ってますよね。町長。

○町長(寺田典弘君) 本当に決まっていない。健康増進施設なんですけれども、さ
っき言いましたように、本当に有効に多くの皆様に、つくった以上は利用してもら
いたいというのは、私たちの気持ちでありますので、そこが本当にいいのかという
のは議論をしております。

というのが、一番奥になるんですよ、議員ご承知ように。だから見えないんです、
そこに建ててもね。前に清掃工場とか来ますのでね。そんな目立たないところに建
てるというのは、私はどうかなというふうに思っていますし、今現在は本当に決ま
っておりません。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) いろいろおっしゃいますけどもね、地元との協定書にこう書
いてあるんですよ。第3条に「ごみ焼却施設の隣接地に広く市民に利用していただ
ける健康増進を目的としたサービスが提供できる施設を建設する」と協定書に書い
てあるんですよ。「ごみ焼却施設の隣接地」ですわ。

(吉田議員、壁に掲示した清掃工場の概略地図を再度示す)

それでね、ここが山なんです。ここも山なんです。崖なんです。ですから隣接地、
ここは民間の方があるわけです。ですから全然使えないと。それでどこが隣接地な
んだと。ここはもう崖なんですよ、高さがありますからね。その点では、今こし

か考えられないと。これは私の決めつけだから違うといったら、そうかもわかりませんが。

そして、ごみ焼却施設でできた熱をここで使いたいという意向を持っておられますでしょう。ごみ焼却施設で発電した電気を使いたいという意向を持っておられますでしょう。ここしかないですよ、おっしゃいますけど。現地見たら山なんです、こっち。山を切り開いてつくるかということです。

だからね、この場ではいろんな言いわけができるかはわかりませんが、現場行ったら、ここしかないんですよ、隣接地なら。あるいはここなんですよ。やっぱりね、それはね、本当に真剣に私は考えてほしいと思う、このことは。

協定書には「隣接」と書いていますからね。協定については、やまと広域環境衛生事務組合が地元の小殿さん、または朝町さんの協定書の中に書いているのですから、ここしか考えられないですよ。そんなこと今さら言ったらわかるんです。本当は、このことは町長が、こんなところへつくってもらったら困ると言ってもらえないといけないことじゃないですか。「決まってません」じゃなくて、「私としては困るんです」ということを言っているんですよと言ってもらって、初めて私ら住民の皆さんは納得すると思います。田原本町から持ち込んだごみが、本当に早く帰ってきて次、収集してもらえるかということ、本当に真剣に考えてもらっているということになりますわ。私はそう思いますけども、この点については異議がございましょうから問題提起ということでさせていただきます。次に行かせてもらいます。

今回ですね、このごみ焼却施設をつくって発電をするという話が持ち上がっていると聞いています。発電。発電は御所市と田原本町と2つの自治体のときは採算がとれないから検討はやめましたということがあったようです。ところが今度は五條市が入ったので、ごみの量が十分足りるんで発電をしたいという話になっているんだろうと思います。その点では、この発電についてどう考えておられるのか。そこは町長、見識を示してください。

○議長（松本宗弘君） 町長、ちょっと待ってください。先ほど吉田議員、搬入回数のところがありましたよね。あれの資料が来たんですけども、今聞きますか。

（「ああ、それなら先に聞かせてください」と吉田議員呼ぶ）

産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 搬入状況でございますけれども、平成24年12月25日から年末までの状況でございます。12月25日がパッカー車が24台、そして事業所からの持ち込ごみが32台、個人で29台持ってこられて、その日のトータルは85台でございます。そして12月26日なんでもございますけれども、町のパッカー車が16台、そして事業所が30台、個人が23台、合計で69台の搬入がございました。そして12月27日ですけれども、町のパッカー車が29台、事業所が34台、そして個人が41台、合計104台の持ち込みがございます。トータル104台でございます。そして12月28日、町が19台、事業所が36台、個人が32台で合計87台でございます。12月29日が町が14台、そして事業所が13台、個人が50台で、合計77台の持ち込みがございました。77台でございます。そして12月30日、最終ですけれども、町が13台、事業所が9台、そして個人が70台で、トータル92台のごみの車の受けがございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 発電については、当初発電は考えていないということであつたんですけれども、現在、当時と違って技術が発達して、ある程度発電できるものとか、効率よく発電できる機械等ができてきたということですので、考えたいというふうなことでございます。今のところは、まだその域を出ておりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 発電をするということを考えたいということで、ちょっと日立造船所の資料を見ていたんですけれども。日立造船がごみ焼却施設を今まで231施設をつくっておられて、発電施設のついたごみ焼却施設は231施設をつくっておられて、現在稼働しているのは45施設ということです。

その点では、今おっしゃったように技術的に難しい面があろうと。例えば排ガスを使うということでも、バグフィルターを通した排ガスは180度から200度ですので、この排ガスでガスタービンには回せませんよね。今スーパー発電ということで都市ガスを使って、それを温めて発電するというのが言われていますが、そんなんはちょっと検討の対象外だと思います。反対にバグフィルターを通す前の排気ガス、これは800度から900度の温度がありますので、これを使って発電は考え

られると。ただし、この排ガスは塩化水素ガス、硫化水素ガス、あるいはダイオキシンを全く除去していませんので、その点では発電の設備に大変問題が出るだろうと言われてしています。

そこで、まだあまり検討されていないとはおっしゃっていますが、聞かせていただきたいんですけども、このごみ焼却場でできたその電気を、まあ自家消費の部分は別として、売った場合、どのぐらいで買い取っていただけるのか、そのあたり。あるいは、そのことについて今の知られているところ、どこまでいっているのか教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 先ほど町長がお答えいたしたように、今検討をしているところでごさいます、まだそこまでの、今聞いているところでは施設内の電力は消費できるだろうと。売電までというのはあるんですけども、その辺を十分にタービンをつけて、それで費用対効果も検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら一般的な話として、ごみ焼却に伴う発電というのは、今、日本のこれは経済産業省ですか、買取価格を発表していますね。どういう条件がついているかというのはご存じですか。ご存じないですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） わかりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今ね、17円なんです。ごみ焼却場の発電で売電した場合は1キロワット当たり17円で買い上げると。消費税がつきますから、もうちょっとありますけども。ただし条件があるんです。それは、ごみを燃やしたごみの中に石油由来のものが入っているものは除くということになっています。プラスチック、ごみの収集袋もそうです。そういうものを燃やした場合、例えば1万キロワット売った場合、そのごみの中に25%、30%入ったとしたら7,000キロワット分しかお金は払いませんよということになっているんです。

そこで聞きたいのは、今、田原本町のごみ、あるいは御所市のごみ、五條市のご

みでプラスチック系がどのぐらいの量が入っているのか教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） その辺の調査はしておりません。一つ言えるのは火力発電で原油を燃やしても安定的な電力の供給が難しいと聞いております。その中でごみを燃料とする場合は、さらに難しいということは確認しております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうなんですよ。ごみでの発電は安定的な供給が大変難しい。それとごみで発電すると、ごみを必要とするわけです。ごみがなかったら発電できないわけですから。ごみの減量と反対方向に向かっていく、そんなところを今検討されていると聞いているので、びっくりしているわけです。

田原本町の一番のごみ政策の基本は、ごみの減量だとおっしゃいましたよね。残念ながら、やまと広域環境衛生事務組合はそれと違う方向へ行っているのと違うかと、行こうとしているのと違うかと心配しているんで、この質問をさせていただいているんですけども、その点はどうですか。発電はやめるんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほど申しましたように、今まで技術的に困難だったものが、ある程度ですけども、効率よくなって、簡易になってきたというのは、これは事実でございます。技術的進歩であろうかと思えます。それを踏まえまして、先ほど次長も申しましたように売電は無理であります。だから自己電力をどのように消費するか、消費電力にどれだけ回すかというだけの話でありまして、売電は全く考えておりませんし、ある程度発電できるのかどうなのかという検討を今しているだけであって、ごみの総量がどうであるとか、現在はそうですけれども、田原本町だけでなく、五條市、御所市にしても、奈良県といたしまして、ごみの減量化をこれからしていかなければならないという基本姿勢はございますので、それは崩すつもりはございません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら自分のところの電力を賄うために発電するのは、どのぐらいのコストがかかるんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） だから今申し上げてますように、ある程度、技術的には進歩してきましたですけども、それが本当にB/Cにかなうものなのかどうなのかということは検討はさせていただきますけれども、今まだまだその段階を出ておりませんので、今は建てるという形で進めておりますので、そちらに主眼を置いております。発電等々についてはそれほど大きな主眼を置いておりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 建てるといっても、でき上がるときには発電施設はついてるんですよ、つけるとなったら。ですからね、御所市でつくるやまと広域環境衛生事務組合でどんなものをつくるかが決まってないということでしょう。それなら今、国に提出している循環型計画では79億円かな、建設費は。84億円だったかな。それとあとリサイクルが8億円ぐらいですかね、足して計画立てているじゃないですか。それと全然違う数字に今なりつつあるんじゃないですか。それは発電施設をつくるとなったら何十億円と変わってきますでしょう。それはどうなんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） その辺の比較をさせていただきますし。その効率、熱回収をすれば……。それで燃やすわけじゃないですが、補助率が3分の1から2分の1へと変わりますので、その辺のことも含めて検討させていただこうと思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに、国の補助がどれだけ取れるかが一番の中心になるんですよ、今のこのやまと広域環境衛生事務組合の進め方は。田原本町のごみをどう減らすかじゃないんですよ。それは発電設備をつけたら3分の1が2分の1になるんですか、という話を聞いています。しかしそれには、やはりごみを減らすということをあきらめるというリスクがついているということをやっぱり考えてもらわないといけないのと違うかなと。

町長は国の補助金が出る、国の補助金が出るということで行ってしまうのかと心配しているから、こういう発言をしているわけで。ごみでの発電というものには大変リスクがあるということを指摘させていただきたいと思います。

それと、もう1つ、次に行きます。

あとですね、この間のごみの減量化をどうするかということで、分別をしますよと。許可業者の持ち込みごみを分別しますよということで、西竹田の清掃工場で開催確認していますという話をされてしまったよね。

そこで質問なんですけども、このやまと広域環境衛生事務組合に来た場合は、どこでごみをチェックするんですか。そのシステムはどこにあるんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 田原本町の施設と同じで、ピットのところで展開検査をさせていただきます。（「ちょっとわかりにくい。田原本町ですか？」と吉田議員呼ぶ）

いえいえ、田原本町と同じようにピットのところで、ごみを展開検査をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 田原本町の搬入台数は最高でも36台ですよ。ここは先ほどおっしゃったように、3倍したら100台になりますよね。そんなん展開できるんですか。それは動線で入口と出口で測ると。それはわかりますよ。中身を展開してチェックできるんですか。しかも大体来るのが10時から4時ぐらいまでの6時間でしょう。その間に100台を中身チェックして、これが分別ちゃんとできているかをいうことができるんですか。やまと広域環境衛生事務組合に、この分別ではいけないという、そういう業者を指導するというのは、どういう根拠をもってするかというのを一緒に説明してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 170台すべてを展開検査するのではなくって、対象は収集運搬許可業者の車でございます。先ほど申しましたように、1日平均、3市町で31台の平均、搬入があります。その車に対して、毎日になるのかどうかわかりませんが、中身を見て他市町村のごみが搬入されていないかということを見せていただきます。

それと許可に対しましては、それぞれの市町が許可するものであって、やまと広域環境衛生事務組合が許可するものではなく、行政指導するのは、それぞれの市町

でありますので、組合のほうからそれぞれ市町へ報告をし、適切な処置をしていた
だくということになっております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっとあれなんですけれども、その動線がはっきりわから
ないので聞きますけども、田原本町の町が集めた収集車、御所市が集めた収集車、
五條市が集めた収集車と、先ほど言った許可業者が入るピットは違うんですか。同
じじゃないのですか。一直線上に並んでいるところへ入ってくるのと違いますのか。
別室行って展開するんですか。どうなんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） それぞれの市町のパッカー車には市町の名前が入って
おります。それと搬入許可業者に対しましては、市町の許可をもらったという何か
の看板なり許可証とかを持っておりますので。それと車を登録をしておりますので、
どこの車かというのは、すぐにわかるようにするようになっております。

以上でございます。（「いや、そなん質問してないよ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そなんじゃないんですよ。許可業者のごみを展開する場所、
そこは許可業者が平均32台とおっしゃったけど、最高100台ぐらいあると思い
ますけど。その展開する場所と、田原本町や御所市や五條市から集めた、直営で集
めた車がごみピットへ放り込むルートとは違うんですかという質問です。同じと違
いますのか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） 今の段階では、同じところから捨てるように考えてお
ります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら172台通るんじゃないですか、そこは。そこを1
台止めてあけていたら、次に行けないじゃないですか。物理的にできないじゃない
ですか、今の答弁からしたらね。こんなところでごみを展開して中身をチェックで
きるかといったら、できないじゃないですか。許可業者が分別をちゃんとしている

かどうかわからないじゃないですか。こんなんできるまでに想像できる話ですからね。その点はよく考えていただいていると思っっているから質問しているんですけども、どうですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） ピットは1つですが、投入口は数カ所。田原本町でしたら四、五カ所ですが、あるんですけども。その投入口の前で展開検査をさせていただくということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私、今持っている資料は、紀北の焼却場、これは和歌山県橋本市等がやっている焼却場です。これの敷地内の図を見ますとね、受付を入りますよね、リサイクル施設の横を通過して焼却施設のところへ入ると。それで後は焼却施設を抜けてストックヤードの横を通過して外へ出るというラインが書いてあるんです。1本ですわ。だから橋本市の紀北の焼却施設とは違うかもわかりませんが、そんなんこの中でごみを展開するスペースなんて見当たりません。わざわざそのスペースをつくる予定なんですか。それとも全く予定されていないんですか。どっちですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部次長。

○総務部次長（北口尚吾君） その辺は今後の計画でございますが、この紀北の施設の件で、当初におきましては展開検査を行っておりました。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 最後の質問に入らせてもらいます。私が質問することは、そんなに専門家ではありません。ですからそんなに突っ込んだ質問でもないと思います。当然この施設をつくるに当たっては検討されているだろうということを、私、質問していると思うんですよ。残念ながら、それらについては明確な答弁が出てこないというのは非常に寂しい思いです。

最後の質問は何かと言いますと、2月の広報にこんなことが書いてました。「燃えるごみの収集を午後から行うことがあります。燃えるごみは午前8時30分から収集しています。道路の混雑や天候、ごみの量などの理由により、午前で収集が終

わらない場合、午後から収集を行うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。」これはどういう意味で広報に載せられたのか、教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） ごみの量の多さにもよるんですけども、職員の勤務時間というのが当然午前8時30分から午後5時15分でございます。その中で職員が稼働していただく時間の中では、当然ごみの量の多さに基づきまして、午後の収集もあり得るということで当時お答えさせていただいております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それは今までと変わらないでしょう。これは初めて載ったんでしょう。「ごみを分別してください。分別をきっちりしましょう」というのは、今までも何回も載ってますわ。「危険なものが入ったら火災になりますから入れないでください」何回もありますわ。でもね、ごみの収集が午後から行うこともあり得ますよという広報は、これはかつてないのと違いますか。毎年しているんだったら、またあれですけども。私は特別な意味が含まれているのかなと思うんですけども、これではちょっと中身がわからないので教えてほしいんですけども、どういうことですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 先ほども申しましたけれども、確かにごみの量が増えてきたときには当然午後のほうもさせていただかなければならない場合もありますし、そして距離的なことも当然ございましたので、そのような広報をさせていただいたということでございます。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 田原本町の町が直接集めているごみは年々減ってますよね。さっきも6,500トンとおっしゃってましたでしょう。多いときは9,000トン近くまでいってましたでしょう。どんどん減ってきているのにもかかわらず、なぜこんなことを書く必要があるのかというようになるわけですよ。減ってきているんでしょう。増えてきているんだったら、それはわかりますけども、これはその全然説明ならないし。

私が疑うのは御所市に焼却場をつくったときに、先ほども一つの話として昼から

集めることもあるということを含むために、今から伏線を打っているのかなという
思いをしているんですが、そうじゃないですか。それは町長かだれかの思いかなと
思いますけども、どうですか。違いますか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 申しわけございません。違います。（「違いますか」と吉田
議員呼ぶ）

はい。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 先ほど一つのシミュレーションとして、台数を増やさず、昼
からの収集も入れて考えているという話がありました。その話では最終が3時半に
収集をしますよということですよ。今、田原本町の住民の皆さんは、田原本町の
ごみ行政に大変協力しておられると私は思っています。特にステーション方式とい
うのは、そこへ持って行くのは大変だけれども、やっぱり田原本町のためになるん
だったらということで、車に乗せて持ってきている方もおられますよね。その点で
は昼から収集となったら、なかなかそれはしんどいんじゃないかなと思いますね。

例えば旧町内、例に挙げて申しわけないですけども、家の前に出しておられます
ね。これは昼からになる可能性はあるんですか。これはどうですか。どう対応され
ますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 当然旧町内につきましては、玄関の前に出しておら
れるということになりますので、それは状況に応じて、ケース・バイ・ケースで考
えていきたいと思えます。

ただ、ごみステーションに置いているごみにつきましては、時間的には午後にな
る可能性が出てくるんですけども。当然町中のものに関しましては、交通の渋滞に
もなりますので、当然午前中には回収させていただくということを考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 次長はね、この4月から部長になられてあれですけども、そ
ういう発言をしたら怒られると思いますよ。要するに、ごみステーションに協力し
ているのに、なぜ私らが後回しになるんだということになるからね。それだったら、

うちも家の前に置いておこうじゃないかということになるのと違いますか。昼から収集、それはまあ次長には責任ないので。

要するに、御所市に焼却場をつくったときにどう対応するかと。それは住民の皆さんの負担を増やしませんよということが大前提だと思うんですね。その点では昼から、3時半に集めに行きますよといったら、ステーションに出しておけませんよと。そんなん、なぜうちのを早く集めてくれないのとなるんじゃないですか。その点は、もうあんまり考えておられないと思いますけれども。当初このごみの問題が、焼却場の問題が上がったときに、今部長をされていますある方が、行政はこれだけ頑張って建設費を安く抑えようとしていると。ですから住民の皆さんも昼からの収集には協力してほしいと、そんな言い方をされた方がありました。そういう発想がね、今、田原本町にはあるのと違うかと思うわけです。

その点では、昼から収集なんて私は話にならない状況だと思いますけども。御所市に焼却場をつくと、それで皆さん協力してくださいというときは、最低限、今の状況は、サービスは落としませんよと、それよりもよくなりますよということがあって初めて協力していただけるんだと思うんですね。その点では、昼からの収集を最初から予定するというようなことはないと思いますけれども、「ない」ということを確認したいんですけれども、どうですか。明言できませんか。それは町長、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 昼から収集することも考えられます。できる限り住民の皆様方のサービスの低下にならないようにはさせていただきたいというふうに思っております。これまで西川議員始め、皆様方のご答弁としてさせていただいたとおりでございます。

ただ、早くなるどころも出てくる可能性もありますし、遅くなるというところも必ず出てきます。そういった意味ではサービスの低下もある程度は……、それをサービスの低下と言うのかどうかは別にして、あるというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは最後にしておきますわ。町長はごみステーションの掃除とか行かれたことはありませんでしょう。大変なんですよ。ごみステーションを

開けておく。この前も、私、4月1日、2日……、1日ですね、月曜日は1日ですね、1日待ってましたけども、いつもは9時に家の横のごみステーションは収集に来てくれるんですよ。遅くても9時15分ですわ。ところが来なかった。私は出かけました。昼、帰ってきたときに掃除をしました。やっぱりそこにはごみが落ちていたんですよ。

その点ではね、夕方、3時や3時半に来てもらって掃除できるかといったら、仕事から帰ってきてから、6時、7時に掃除となるわけです。ですから、それをサービスの低下とは思わないという認識自体が、非常に住民の皆さんの生活実態とかけ離れていると私は思います。私は最低限、御所市にごみを持って行ってたら本当に集めてくれるのかなと、たくさんの方が心配されています。その心配している方に安心感を与えるためには、こういうことも考えて、こういうことも配慮して、この事業を進めていますという説明があって初めて信頼を得るんだと思います。それが無いから今信頼されないし、今私は一生懸命2時間ほどしゃべってますけれども、この質問したことに、それは納得できるような返事はなかったですよ。その点では、私ら議員が住民の皆さんに説明するときは、「それはわかりませんねん」「わかりませんねん」としか言いようがない。町長がどこまで考えているかわからないと。

その点では、よく町長がおっしゃる二元代表制とおっしゃるかわかりませんが、町長が住民に説明する責任もあるんですよ。議員が説明してくださいといっても、議員は資料を知らないんだから説明できないと。だれが説明するかといったら、町長が説明するしかないじゃないですか。

私、今8つの項目にわたって質問しました。しかし、明確な答弁をいただけませんでした。その点では町長が住民に向かって情報発信して、住民の皆さんに納得していただく、この努力が必要と思いますが、いまだにその必要はないと思われるか、この点の答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 努力は必要であるというふうに認識をしております。ですから、今までからも広報を決まりましたことにつきましては、事後にはなりますけれども、報告という形で皆様方にお知らせをさせていただいているところでございま

す。（「以上です」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 時間が来ておりますけれども、議長の許可をいただきましたので、議第24号、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例案について賛成の立場から議論に参加をいたします。

今回、請願の直接請求に必要となる有権者数の50分の1の必要署名数533人に対して、約4倍強の有効署名2,329人の署名を添えて請願されました。

私は2期7年余り町議会議員をさせていただいておりますが、このような住民の皆様から請願が出されたのは、たしかポートピアの設置反対の請願に引き続き二度目ではないかと思えます。このように町民の皆様の主権者としての意識が高まっていることは大変歓迎すべきことだと考えます。

このごみ処理施設の建設問題につきましては、御所市そして五條市と共同で御所市栗阪地区に建設したいという寺田町長の提案に対して、平成23年11月の臨時会で議員の皆様の意思を問われ、賛成12、反対3の賛成多数で可決されました。

しかし、このごみ処理施設の建設問題は、田原本町にとって、かつて磯城・桜井合併協議会から離脱した理由になっております。そのため町政最大の重要課題であり、町民の皆様の関心の大変高い問題であります。しかもこの事業は、いただいた資料によりますと、試算では2市1町で建設費91億5,000万円余り、25年間でごみ処理経費38億9,000万円という大規模な公的施設の事業であり、住民の皆様に建設費や経費などで20年から30年の長期にわたりご負担をいただくことにもなります。また、遠い御所市で建設することに伴うごみ処理に関わるサービスのありようは、町民の皆様の毎日の生活に密着した切実な問題であります。今

なお「なぜ御所市なのか」といった町民の皆様の多くの意見を私はお聞きしております。

このごみ処理施設の建設について、私は平成24年第1回定例会3月議会で「町民の皆様の意思を問うために住民投票を実施すべきである」と提案をいたしました。寺田町長は「住民の代表である町長と議会議員が意思決定をし、広域建設に向けて取り組んでおり、住民投票を行う必要はない。また考えもない」と議会制の間接民主主義である二元代表制に基づいての答弁をされておられます。

寺田町長はこの主張に対して、今回の住民投票条例案の提案に対して意見書を出しておられます。この寺田町長のご自身でお書きになった意見書に対しまして、少し時間をいただいて、私の意見を述べたいと思います。

提案の第1条では、御所市に田原本町が御所市・五條市とともにごみ処理施設を建設するという特定の事業に対して、その可否について町民の意思を確認し、民意を反映した選択をすることを求めておられます。また、住民投票には2つの型、その結果に拘束される拘束型と、その結果を尊重し施策に反映する尊重型がありますけれども、今回提案の第15条で住民投票の結果に拘束するというものではなく、尊重するようにと記述されております。

この第1条について、寺田町長は次のようなご意見を述べておられます。

「この条文は、二元代表制による議会制民主主義に則り適正な手続きにより正当に進められてきた広域ごみ焼却施設建設事業の取り組みの実態と矛盾するものであります。」と述べておられます。

しかし、住民投票の実施を求める主権者としての権利は、憲法第16条の請願権に裏づけされており、住民投票は二元代表制を補完する制度として民意を的確に反映する直接民主制的な手法であります。この住民投票の権利を否定することは民主主義の否定につながります。また、これまでの町長や議会の手続きや取り組みを正当ではないとはどこにも述べられておられません。二元代表制に基づく町長や議会の手続きや取り組みとは何ら矛盾しない有権者としての当然の権利だと私は考えます。

さて、ご存じのように鹿児島県の阿久根市の前市長による専決処分が多発による議会無視に近い市政運営の混乱や、現在大阪市長である橋下徹氏の地域主権確立の

ための「大阪都構想」で提起されました大都市制度など、地方分権の考えが広がる中で地方自治法に関わる従来の考え方では対応できない問題が起こっております。

これを受けて、平成23年1月総務省が「地方自治法抜本改正についての考え方」を提示されました。その中で住民投票については、代表民主制を補完する直接民主制的な手法の充実として、住民の政治への参画の機会の拡充を図るという意味で「地方自治体の重要な問題については住民投票により決定する仕組みがあってもよい」との考え方から「大規模な公の施設の設置の方針を対象にして速やかに住民投票の制度化を図る」としておられます。

この地方自治法の抜本改正の考え方のもとになりました原案は、地方行財政検討会議で検討されました事項を中心に、第30次地方制度調査会、西尾会長が「地方自治法改正案に関する意見」を2011年12月に取りまとめ、第177回通常国会に提出すべく野田総理大臣に提出したものであります。

その原案では次のように提言をしております。

「住民が直接利用する大規模な公の施設の設置に住民投票の対象を限定し、当該施設の設置について、条例を制定することによって住民投票の対象とすることを可能とするものである。

具体的には、長が大規模な公の施設の目的、位置、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め、議会の承認が得られた場合に限って住民投票を実施することとしている。

この手続きにより、議会審議等を通じて、その対象に係る必要な情報や論点が住民に明らかにされるとともに、議会の役割、すなわち代表民主制と直接参政制度との調和に配慮されている」と述べられております。

この案は東日本大震災や、それに続く福島第一原発の事故などにより審議が中断され第177回通常国会への提出が断念され、第30次地方制度調査会で引き続き審議を続けることになっております。

以上のように、日本の社会が大きく変化し地方分権が進む中で、大型施設に限定されますけれども、住民投票制度が充実していく社会の流れになっていると考えられます。

寺田町長の意見の2つ目に「同条例案には、ごみ処理施設の広域建設以外の代替

案が具体的に示されていません。重大な問題であります。」と述べておられます。

しかし、この住民投票条例案の目的は広域建設の是非や、それ以外の方法を問うものではありません。隣接する天理市や桜井市、橿原市ではなく、遠く離れた御所市に建設することについて町民の意思を問うことが、この住民投票条例案を出された目的であります。

今なお町民の皆様の間で「なぜ御所市なのか」との意見が多くある中で、遠く離れた御所市に建設することについて、今後20年から延長すれば30年近くの長期にわたり毎日の生活に直結するごみ処理施設の建設問題について、その影響を受ける主権者である町民の皆さんに住民投票を通じてごみ処理施設の御所市での建設について可否を問うことは妥当であると私は考えます。

寺田町長の意見の3つ目の「住民投票条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。」との意見を示しておいでになります。

しかし、住民投票の成立要件には、投票率を規制すべきか否かについて2つの意見があります。そして住民投票条例を設けている全国の自治体には、投票率による成立要件を設けている自治体と設けていない自治体があります。住民投票条例に投票率による成立要件を設けていない理由として次のような考えがあります。

住民投票の対象としては、いろいろな事案があり、成立要件として投票率の規制を設けると、投票に行かないよう働きかけるボイコット運動を招きやすくなること。また公職選挙法に基づく各種の選挙は、投票率にかかわらず有権者の総意とみなし成立することなどが理由になっております。また、住民投票は投票率の高低に関わらず投票結果を明らかにし、議会と長は投票率を含めた投票結果の全体を考慮して尊重義務を果たすことになるなどの理由によるものです。

ちなみに市町村の合併の特例等に関する法律の合併協議会設置の住民投票についても投票率等に関する規定はなく、有効投票を住民の総意と考え、総数の過半数の賛成があったときは可決とみなすとなっております。また、日本国憲法の改正手続きに関する法律による国民投票の結果についても投票率等の規定はなく、賛成の投票の数が有効投票総数の2分の1を超えると、国民の総意に基づいて承認があったものとするとなっております。

一方、投票率が低い場合、住民の意思が十分反映されているのか疑問視されると

の意見もあります。中には、投票率が一定基準、概ね50%を超えないと、住民投票が成立しないといった制約を設けている条例もあります。

いずれにせよ成立要件に投票率の規定がないからといって、その住民投票に問題があるとは考えられておりません。

寺田町長の意見書に「広域建設の賛否を問うだけであり、広域建設が選ばれなかった場合には、如何にすべきか示されず、問題解決にならないからであります。操業期限後のごみ処理をいたずらに遅らせるだけであり、緊急かつ重要な課題の解決に役立つとは言えません。」と述べておいでになります。

このことについて、現在の清掃工場の稼動につきましては、平成27年9月という期限がある中で、御所市での建設の可否を問う住民投票がいたずらに問題解決を遅らせるとの主張だと考えられます。しかし、私はこの時期に住民投票条例案が請願に基づいて提出されたのは適切であると考えております。

先ほどご紹介いたしましたように、国会への提出が断念され、引き続き審議を続けることになっている総務省の地方自治法抜本改正の原案では「公の施設の設置に住民投票の対象を限定し、条例を制定すること」にしていますけれども、「具体的には、長が大規模な公の施設の目的、位置、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め議会の承認が得られた場合に限り住民投票を実施する」と提言されております。

これは田原本町長が大規模な公の施設であるごみ処理施設の目的、御所市栗阪地区という位置、建設費やごみ処理経費の予定事業費及び国や県の交付金や自己財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め、議会の承認が得られたこの今日的段階で町民の方が住民投票の実施を求めておられるのと、その考えは一致いたします。

既に議会で決定されたことについて「なぜ今さら」という意見がありますが、住民投票は議会で論議され決定された後に住民の意思を問うために実施するということになります。今回の要求は住民投票を求める段階としては適切であると私は考えます。

寺田町長の意見書に「広域建設の賛否を問うだけであり、広域建設が選ばれなかった場合には、如何にすべきか示されず、問題解決にならない」と主張されておい

でになりますが、主権者である町民の皆様の意思で仮に御所市での建設が選ばれなかった場合には、その結果を尊重して、このごみ問題の解決のために、ほかの方法を立案、提案するのが行政の責務であって、何ら町民の責任に帰すべき問題ではありません。

寺田町長の意見書の「これまでの検討・審議の状況等について」のご意見どおり、二元代表制のもとで、町長として、この問題解決に向けてご努力され、平成22年11月の2期目の町長選において御所市とのごみ処理施設の建設を掲げられ、無投票になりましたけれども、自らの考えを明らかにされて町長に就任されました。

しかし、二元代表制のもう一つの組織が議会であり、それを構成するのが議員であります。その町長選に先立つ平成21年9月の町議会議員の選挙において、御所市でごみ処理施設を建設することに対する考えを明らかにして町民の皆様の信任を受けた立候補された方が私を含めておられたでしょうか。

現在の選挙制度について、主権者である住民が議員を選ぶ際、その議員の考える政策すべてに賛同し、すべてを委任しているわけではなく、また選挙時には考えられなかった問題が発生した場合に、その議員に一任してよいものだろうかという論議もあります。

選挙時には考えられない問題が起こった場合に、住民生活に大きく影響する事案について、議会を解散して再選挙をする手法もありますけれども、積極的に住民投票制度を導入し、少しでも自分たちに密接する重要な問題については、自分たちで検討・解決するという住民の自己決定と自己責任において政策に参加させるという方法をとることにより、地域への関心が高まり、間接民主主義への刺激となるとの考え方もあります。

さて、現代世界において大半の民主主義は議会制に基づく間接民主制であり、しかし、どうしても完璧な制度というものはなく、日本に限らずアメリカでもいろんな問題点が指摘されております。今日、日本の議会制間接民主主義のシステムの問題点が顕著に表れてきております。

例えば、さきの衆議院選挙では、小選挙区で議員の選出に反映されなかった死票は56%、約3,730万票にも上りました。過半数という膨大な数の主権者の主権が認められなかったのは議会制の間接民主主義の大きな問題点だと考えられます。

また一票の格差問題でも訴訟が高裁などで審議され16件のうち14件が違憲、2件が選挙無効の判決が出ております。これは国民の主権が保障されていない間接民主主義の危機的状況であります。

このように今日、議会制間接民主主義の形骸化を招いており、国民の政治不信にもつながっていると思われまます。このような状況の中で、地方分権が進む中で間接民主制、代議員制の問題点を補完しながら、少しでも一般市民・住民が直接政治にかかわることのできるシステムを構築することが必要なのではないかと考えます。

その一つが住民の意思を反映することのできる住民投票であります。全国で既に住民投票制度を制度化している自治体は、平成23年11月現在39自治体もあります。生駒市の市民自治推進会議は「市民の意思を問う住民投票条例案」を山下生駒市長に提言しておいでになります。住民の意思を住民投票により反映させようという動きは、時代の大きな流れだと考えます。

さて、今回の住民投票条例案が認められない場合には、町民の皆さんが田原本町の最重要課題であるごみ処理施設の御所市での建設について賛否の意思表示ができるのは9月に実施される町議会議員の選挙ではないかと考えます。その選挙で御所市に建設することに賛成して、議案に賛成された議員の方に投票するのか、あるいは反対の意思を表明するために議案に反対された議員の方を選挙で投票するのか、これは町民に与えられた直近の意思表示の機会になるものとも考えられます。

このごみ処理施設の建設問題は、町政最大の課題であり、今回の御所市に建設するという寺田町長の提案や、我々各議員のこの施設の建設に対する姿勢、あるいは意思を聞くための住民投票条例に対する姿勢を今後の歴史が評価する時代が来ると私は考えております。

以上、賛成の意見を述べさせていただきました。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは本条例案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。幸い本条例案に対する反対討論は一人もありませんでした。言論の府である議会の議員の皆さんが、反対の意思も表さず反対されることはないだろうと期待を込めて賛成討論をさせていただきます。

この間、ごみ問題を考える会の方々が各議員さんを訪問されたとお伺いしました。いろんな意見があったようです。「町単独で建設したら100億円もかかるぞ」と言われた議員もあったようです。さらには「説明するのは自治会長の責任だ、仕事だ」という話をされた方もあったとは伺っています。

しかし、議員の皆さんを訪問された中で「御所市と一緒にやるのが一番いい選択だと言われた方は一人おられなかった」と、そう伺っています。その点では、今日の議論の中で、本当に田原本町のごみ行政を御所市に持って行っていいのかどうか。この点が少し明らかになったのではないかなと思います。

まず、1つの点は田原本町に建てるところがないから御所市に行ったのではないと、そういうことであります。本来、建てるところがなくなって御所市に行ったら「何でもいいから御所市で燃やして」ということになります。御所市の言いなりとは言いませんけれども、御所市の主張を受け入れざるを得ない、そういう状況になります。

しかし、今回はそうじゃないです。町長は地元で対応する努力を十分に果たさず、建設コストが安い、そういうことで御所市との共同開発というのを選ばれたということが明らかになりました。その中で出てきたことは、遠方である御所市にごみを持って行かなければならないという田原本町の住民の皆さんの不安に応えられる中身で検討されたのではなくて、ごみ収集車が御所市、五條市、田原本町から集まったら大変になるのと違うかという思いに対しては、平均だけを見ているという話でした。

さらには、建設地の本当に近所に健康増進施設をつくる、あるいは御所市が中継所をつくる、その点では、さらに田原本町の収集が遅くなるような内容で進められていることも明らかになりました。また、当初予定していた御所市で建設した場合の費用負担、迷惑料と環境整備資金、1億円と1億700万円だけで済まないということも明らかになりました。

その点では、御所市で清掃工場をつくるということは田原本町のごみ行政を充実させるのではなくて、大変不安にさせる、その方向に導くことが明らかになったのではないのでしょうか。私は……。

(傍聴席よりカメラ撮影する者あり)

○議長（松本宗弘君） カメラはいけませんよ。（「はい」と傍聴者席より声あり）
カメラはいけませんよ。（「あっ、そうですか。すみません」と傍聴者席より声あり）」

退席してください。

（議長の指示により傍聴者退席する）

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、再開してください。

○9番（吉田容工君） はい。

今回、住民投票条例が提案されました。今、住民投票条例を検討することが唯一御所市への建設を止める道ではないかと思えます。議会がこの時点で、住民投票ではなくて、御所市への建設に反対することは、もうできません。御所市と五條市との関係があるからできません。ましてや、これを推進してきた町長がやめたということもできません。その点では、御所市への建設、これをやめる唯一の道が本住民投票条例になるのではないのでしょうか。

私は御所市への建設が田原本町のごみ収集の基本である、ごみの減量、これには全く反する形で進められる。田原本町のごみ行政の主体性が失われる。そういう点では大変心配をしています。

しかし、ここで考えていただきたいのは、住民投票条例は御所市へつくったらいけないと言っているわけではないです。ここで御所市へつくることに「○」が多かったら、御所市につくることが進められるわけです。その点では、町長が住民の皆さんに十分説明をして納得していただいて、過半数の方が納得したら御所市へ踏み出すことが「○」になるわけです。それが過半数に及ばなかったら、いけないよという結果が出るだけの話です。

住民投票条例は、私個人としては御所市ではいけないと思っていますけども、住民投票条例はそれじゃないんです。御所市へつくることを可とする人も、否とする人も、自分で意思表示ができる、その機会なんです。その機会をぜひ議員の皆さん、今回住民の皆さんに与えてください。そして一緒にごみ行政を考えていこうではありませんか。たくさんの議員の皆さんが議会改革の一步として住民の皆さんの意見を聞く、そういう結果を示していただくことを期待しまして反対討論とさせていただきます。（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

あつ、すみません。

○議長（松本宗弘君） いや、もういいですよ。もう下りましたよね。

○9番（吉田容工君） すみません。いつも反対しているので、ごめんなさい。ちょっと訂正させていただきます。

住民投票条例に賛成の意思を表しますよう心からお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 各議員さん、そう言うっておられるんですから。

暫時休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時04分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより議第24号、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました議案は議了いたしました。よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は公私何かとご多忙の折、ご出席をいただき、また上程されました重要案件につきましては議了いただき、厚く御礼を申し上げます。

新年度がスタートし、今しばらく慌ただしい日が続くと存じますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意をされ、ますますご活躍されますようご祈念をいたしまして閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第1回臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用にもかかわらず、ご出席いただきまして、本臨時会に上程になりました議案につきまして、円滑にご審議を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。今後とも議長始め議員各位におかれましては、町政進展のため、格段のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

季節の変わり目でもございます。議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただきますようお願いを申し上げて、臨時会閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 安田喜代一

田原本町議会議員 森良子

田原本町議会議員 永井満智男